

被扶養者の認定要件に「国内居住」が加わります

2020年4月から被扶養者認定の要件が見直され、被扶養者になれる条件に「国内に住所を有していること」が加わります。このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、2020年4月1日で被扶養者の資格を失いますので、4月1日以降速やかに保険証を返却ください。

被扶養者の資格を喪失したら、健保組合にすみやかに届け出を！

なお、下記のケースは例外となります。

- ① 留学する学生
- ② 海外赴任に同行する家族
- ③ 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人
- ④ 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人
- ⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると健保組合が判断する人

(例) ワーキングホリデー、青年海外協力隊など

(例) 海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など

また、日本国内に住所を有していても、日本に滞在する目的（ビザ）が次の特定活動の人は、被扶養者とすることはできません。

- ① 病院・診療所に入院し、医療を受ける人
- ② ①の日常生活の世話をする人
- ③ 1年を超えない期間、観光・保養を目的として滞在する人

医療費控除を申請される方へ 医療費控除で上手に節税

医療費控除とは、みなさまやご家族が1年間（1月～12月）に自己負担した医療費の総額が10万円（または総所得金額等の5%）を超えたとき、税務署へ確定申告すると、超えた額（上限200万円）が課税対象からはずされ、その分にかかっていた所得税が戻ってくる制度です。

医療費控除の対象となるのは、1年間に支払った額のうち、IBM健保組合から支給された付加給付等の給付金や生命保険会社等からの保険金等を除く自己負担分に限られます。

また、「セルフメディケーション税制」も選択可能で、これは、ご家族の分も含め、スイッチOTC医薬品*の購入金額が年間12,000円を超えた場合、医療費控除の対象となる制度

◎詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただき、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。

です（2021年12月31日までの特例）。なお、前記の医療費控除と併用はできません。

スイッチOTC医薬品の購入額が12,000円を超え、さらに医療費等の自己負担額が10万円を超えている場合は、「セルフメディケーション税制」と「医療費控除」のどちらかを選んで申告を行うことになります。

*スイッチOTC医薬品：医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分をもつ市販薬。OTC(Over The Counter)は薬局などのカウンター越しに販売するという意味。

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2020年度の保険料納入通知書を発行します

*特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます（毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります）。

*納付方法に応じた 毎月払い(任意継続被保険者のみ) 1年分前納 6ヶ月分前納 の通知書を一括でお送りします。

● 2020年度の保険料

特例退職被保険者

2020年
3月から

標準報酬月額 410,000円

| | |
|-------|---------|
| 健康保険料 | 29,315円 |
| 介護保険料 | 6,970円 |
| 合計 | 36,285円 |

* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2020年
3月から

標準報酬月額
(上限額) 530,000円

| | |
|-------|---------|
| 健康保険料 | 37,895円 |
| 介護保険料 | 9,010円 |
| 合計 | 46,905円 |

* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 編集後記 ★

令和の時代となって初めての新年を迎え気持ちを新たにしています。昨年末アンケートでいただいた皆さまのご意見・ご要望を真摯に受け止め、今後も皆さまの健康生活に役立つ情報の効果的な発信、サービスの向上に努めていきたいと考えております。皆さまのご健勝をお祈りいたします。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで